

## 指定特定非営利活動法人の事業の概要の変更に伴う基準の適合について

指定特定非営利活動法人から「事業の概要の変更の届出」がありましたので、「地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例」第11条第2項の規定により、当該指定特定非営利活動法人の基準の適合について、委員会のご意見をお聴きいたします。

### 1 変更の届出内容

#### (1) 届出を行った法人

指定特定非営利活動法人びーのびーの  
(平成28年12月22日指定)

※ 詳細については、【資料3-2 (法人の概要)】参照

#### (2) 届出内容

事業の概要の変更 (平成29年5月19日届出)

変更前	変更後
①子育て支援施設の運営	①子育て支援施設の運営
②子育て支援に関する事業	②子育て支援に関する事業
③子育てに関する地域の情報発信	③子育てに関する地域の情報発信
④子育てに関するセミナー・イベント・調査等の企画と実施	④子育てに関するセミナー・イベント・調査等の企画と実施
⑤地域型保育事業の運営	⑤地域型保育事業の運営
⑥上記の事業を行うために必要な一切の活動	⑥地域福祉・交流に関する事業
	⑦上記の事業を行うために必要な一切の活動

### 2 基準の適合について

指定特定非営利活動法人変更届出書等を審査した結果、次の指定基準に適合することを確認しています。

- (1) 指定基準1：市内で活動する特定非営利活動法人であること。
- (2) 指定基準3：地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人であって、当該特定非営利活動について、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績があるものであること。

※ 詳細については、【資料3-3 (指定基準適合表)】【資料3-4 (公益要件の適合について)】参照

### 3 関係法令

- (1) 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（抜粋）

（事業の概要等に関する変更の届出等）

第11条 指定特定非営利活動法人は、第3条第1項第3号（※）若しくは第4号（※）又は第7条第2項第1号（※）若しくは第3号（※）に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出（第3条第1項第3号又は第4号に掲げる事項の変更による場合に限る。）があった場合において、必要があると認めるときは、委員会に意見を聴いた上で、当該指定特定非営利活動法人が第4条第1項各号に掲げる基準に適合するかどうかを確認しなければならない。

- (2) 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例施行規則（抜粋）

（事業の概要等に関する変更の届出）

第13条 条例第11条第1項の規定による届出は、指定特定非営利活動法人変更届出書に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して行わなければならない。

(1) 条例第3条第1項第3号又は第4号に掲げる事項の変更による場合

ア 条例第4条第1項第1号及び第3号に掲げる基準（条例第3条第1項第4号に掲げる事項の変更による場合にあつては、条例第4条第1項第1号に掲げる基準）に適合する旨を説明する書類

イ 変更後の定款（定款の変更をした場合に限る。次号アにおいて同じ。）

ウ 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（定款の変更をした場合（法第25条第3項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係る定款の変更をした場合を除く。）に限る。次号イにおいて同じ。）

エ 当該定款の変更に係る法第25条第3項の規定による所轄庁の認証を受けたことを証する書類の写し

オ 登記事項証明書

※○第3条第1項第3号：特定非営利活動法人が現に行っている事業の概要

○第3条第1項第4号：市内における特定非営利活動法人が特定非営利活動を行う地域

○第7条第2項第1号：名称

○第7条第2項第3号：主たる事務所及び市内の事務所の所在地

## 指定特定非営利活動法人の概要

法人名	特定非営利活動法人びーのびーの
代表者の氏名	理事長 奥山 千鶴子
主たる事務所の所在地	横浜市港北区篠原北一丁目2番18号
設立年月日	平成12年2月1日
定款に記載されている目的	この法人は、核家族化、少子化が進行し地域的つながりが薄れる中、子育てに悩む親を支援するとともに、子どもたちの健全な育成をめざし、地域の中で支え合い育て合うための施設運営事業を行い、活力ある住み良い地域社会を作ることを目的とする。
活動分野	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動</li> <li>2 子どもの健全育成を図る活動</li> </ol>
事業の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 子育て支援施設の運営</li> <li>2 子育て支援に関する事業</li> <li>3 子育てに関する地域の情報発信</li> <li>4 子育てに関するセミナー・イベント・調査等の企画と実施</li> <li>5 地域型保育事業の運営</li> <li>6 地域福祉・交流に関する事業</li> <li>7 上記の事業を行うために必要な一切の活動</li> </ol>
活動地域	港北区

## 指定基準適合表

（指定基準3（公益要件）の適合については、【資料3-4】参照）

	要件	特定非営利活動法人 びーのびーの
		判定
指定基準1	市内で活動する特定非営利活動法人であること	適合
指定基準2	特定非営利活動促進法第44条第1項の認定を受けた特定非営利活動法人でないこと	
指定基準3	地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人であって、当該特定非営利活動について、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績があるものであること	適合
指定基準4	運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること	
	(1) ア 役員総数のうち役員及びその親族等の占める割合が3分の1以下であること イ 特定の法人の役員又は使用人である者等の割合が3分の1以下であること	
	(2) 各社員の表決権が平等であること	
	(3) 公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っていること	
指定基準5	(4) 不適正な経理が行われていないこと	
	事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること	
	(1) ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する活動を行っていないこと イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動を行っていないこと ウ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動を行っていないこと	
	(2) 役員等に対し報酬又は給与の支給等に関して特別の利益を与えないこと	
指定基準6	次に掲げる書類について正当な理由がある場合を除きその事務所において閲覧させること	
	(1) 事業報告書等、役員名簿及び定款等	
	(2) ア 指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ※指定後の閲覧対象書類 イ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ※指定後の閲覧対象書類 ウ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ※指定後の閲覧対象書類 エ 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項等を記載した書類 ※指定後の閲覧対象書類 オ 事業の概要等に関する変更の届出に添付した指定基準に適合する旨を説明する書類 ※指定後の閲覧対象書類 カ 助成金の支給を行った場合の助成の実績を記載した書類 ※指定後の閲覧対象書類	
指定基準7	事業報告書等を提出していること	
指定基準8	法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反する事実等がないこと	
指定基準9	設立の日以後1年を超える期間が経過していること	
欠格事由	(1) 役員のうち、次のいずれかに該当する者がいない	
	ア 指定の取消しがあった日以前1年以内に理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの	
	イ 認定又は仮認定の取消しがあった日以前1年以内に理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの	
	ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から5年を経過しない者	
	エ NPO法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反した又は刑法204条等の罪を犯し罰金刑に処せられ5年を経過しない者	
	オ 暴力団の構成員等	
	(2) 指定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	
	(3) 認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	
	(4) 仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	
	(5) 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	
(6) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人		
(7) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人		
(8) 次のいずれかに該当する法人		
ア 暴力団		
イ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		
備考1	縦覧期間中の市民からの法人に対する意見	
備考2	実態確認調査日	



## 指定基準3（公益要件）に関する適合について

◎指定基準3：地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人であって、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績があるものであること

要件	特定非営利活動法人びーのびーの法人による説明内容（要約）
<b>ア 地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人である</b> ※ 次の(7)から(オ)の項目を総合的に判断	
(7) 法人の行う特定非営利活動に係る事業が横浜市の施策に合致しているものであること	①横浜市親と子のつどいの広場事業「おやこの広場びーのびーの」の運営 ②市民協働事業横浜市港北区地域子育て支援事業「どろっぷ」「どろっぷサテライト」の運営 ③小規模保育事業「ちいさなたね保育園」の運営 これらの事業は、横浜市との協働、委託、補助を受けて実施しており、横浜市の子育て支援事業、保育事業施策の方向性や推進に合致していると考えます。
(イ) 事業や資金計画などに計画性があり、活動の継続性が見込まれること	横浜市親と子のつどいの広場事業、市民協働事業横浜市港北区地域子育て支援拠点事業は、「地域子育て支援拠点事業」として国の児童福祉事業に位置づけられた事業であり、子ども子育て支援法に沿った事業であること。また小規模保育事業は、子ども子育て支援新制度に位置づけられた新たな事業であることから、今後も社会に不可欠な継続的な事業として必要とされていると考えます。 また、財政面では、行政からの補助金や委託料だけでなく、自主事業による収入もあり、安定した運営を行っている。
(ウ) 受益の機会が一般に開かれていること	親と子のつどいの広場事業及び市民協働事業横浜市港北区地域子育て支援拠点事業は、対象年齢の家族であれば、地域の誰もが活用できる事業として運営をしている。 自主事業として発行している「幼稚園・保育園ガイド」は、一般書店で誰でも購入でき、この冊子を通じて、広く情報を提供している。 また、港北区社会福祉協議会と協働協定書を結んでいる港北区子育て支援マップ「ココマップ」は0歳から6歳の子どもを持つ親を編集委員に迎え、子育て家庭に向けて情報提供を行っている。
(エ) 自主的・自発的に独立して行われていること	①親の就労に限らない子育て世帯の支援として、2～3歳児を対象とした「預かり保育まんまーる」の運営 ②「幼稚園・保育園ガイド」の発行（法人設立時から毎年発行） ③世代を問わず、誰もが気軽に集える地域福祉交流スペース「cocoしのはら」の運営 これらは、地域の子育て家庭に必要とされる事業として、自主事業として実施している。
(オ) その他、市民の利益に資すること	核家族化、少子化が進行し地域的なつながりが薄れる中、子育てに悩む親を支援するとともに、子どもたちの健全な育成をめざし、地域の中で支え合い育て合うための施設運営事業を行い、活力のある住み良い地域社会を作ることを目指している。 事業の運営においては、当事者の親世代の参画はもとより、ボランティアとして学生からシニア世代まで幅広く受入れ、各事業を通じて、横浜市民の利益に資する事業を行っている。
<b>イ 当該法人以外のものから支持されている実績がある</b>	
(7) 行政から支持を受けている実績	「横浜市親と子のつどいの広場事業」 補助内容：親と子のつどいの広場の運営に関する事業費の補助 補助元：横浜市（こども青少年局子育て支援課） 補助期間：平成23年4月1日～ ※平成14年度～22年度は横浜市社協委託事業
(7) 行政から支持を受けている実績	「市民協働事業 横浜市港北区地域子育て支援拠点事業」 協働内容：地域子育て支援拠点の運営 協働先：横浜市（港北区こども家庭支援課） 協働期間：平成18年2月1日～（5年毎選定）
(7) 行政から支持を受けている実績	「小規模保育事業」 認可内容：小規模保育事業の運営 認可元：横浜市（こども青少年局こども施設整備課） 認可日：平成27年4月1日～
(イ) 地域の住民、企業等から支持を受けている実績	「港北区子育て支援マップ「ココマップ」による情報発信事業」 協働内容：港北区子育て支援マップ「ココマップ」情報紙版の作成・ウェブサイトの管理運営 協働先：港北区社会福祉協議会 協働期間：平成16年4月1日～
(イ) 地域の住民、企業等から支持を受けている実績	「トレッサ横浜委託事業」 委託内容：トレッサ横浜ホームページ内のブログ記事制作等による子育て情報の発信 委託元：株式会社トヨタオートモールクリエイト 委託期間：平成20年10月1日～
(イ) 地域の住民、企業等から支持を受けている実績	「子育てタクシーサービス推進協働事業」 協働内容：子育て家庭の外出等を支援するサービスを実施している企業との子育てに関する情報共有 協働先：①サンタクシー株式会社 ②東宝タクシー株式会社 協働期間：①平成22年10月1日～ ②平成27年7月1日～